

動物の輸入検疫要領

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第45条第1号に掲げる動物（種卵も含む。以下「動物」という。）の輸入検疫は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）及び規則若しくは別に定めるところによるほかは、本要領に基づき実施する。

本要領における報告、届出、通知事項（1の(3)の輸入者への通知を除く。）については、必要に応じ電子メールやファクシミリにより、また、本要領で定められる手続のうち書面等により行うこととされているもの（1の(5)、(6)の届出及び通知、1の(3)、(4)、2の(3)及び4の通知を除く。）については「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」（平成20年10月6日付け20動検第701号）により実施することができるものとする。

1 輸入に関する届出書の提出

(1) 届出の方法

動物を輸入しようとする者（代理人を含む。以下「輸入者」という。）は、規則第47条の3に基づき動物が輸入港に到着する予定の日の120日前から90日前（鶏、七面鳥、うずら、だちょう及びかも目の鳥類（種卵も含む。以下「家きん」という。）にあつては70日前から40日前）までの間に動物検疫所長に別記様式第1号（動物の輸入に関する届出書－規則の様式第21号の3。以下「届出書」という。）を提出する。この際、牛、豚、肥育用素馬及び家きんについては、「その他参考となるべき事項」として、仕向先農場の名称、住所及び頭数を記載すること。

(2) 届出事項の変更

輸入者は、(1)の届出を行った後において、(3)の通知を受けるまでの間に届出事項に変更が生じた場合は、変更事項を別記様式第2号（動物の輸入に関する変更届出書）により届出る。

なお、電子情報処理組織等を利用して届出を行った場合は、電子情報処理組織等を利用して変更の情報を送信させる。

(3) 動物検疫所長の通知

動物検疫所長は、(1)及び(2)の届出書を審査し、輸入して差し支えないと認めた場合は、ロット番号を付してその旨を輸入者に通知するとともに、輸入港を管轄する動物検疫所の長（以下「到着港所長」という。）及び係留に係る輸入検査を担当する動物検疫所の長（以下「検査担当所長」という。）に通知する。

なお、輸入検査の円滑な実施を図るため必要があるときは、輸入者に届出に係る輸入の時期又は場所を変更すべきことを指示する。

(4) 到着港所長及び検査担当所長の対応

(3)の通知を受けた到着港所長及び検査担当所長は、仕出国、寄港地等の家畜衛生

状況等に関する情報の収集に努めるとともに、通知を受けた動物に係る輸入検査の実施体制を整備する。

また、検査担当所長は、着地検査の円滑な実施に資するため、届出書の写しをもって、動物の仕向先農場を管轄する都道府県畜産主務課長に速やかに通知する。

(5) 動物検疫所長の通知を受けた後の届出事項の変更

輸入者は、(3)の通知を受けた後に、届出事項に変更が生じた場合は、速やかに別記様式第2号により変更事項を動物検疫所長に届出る。

(6) 変更届出を受けた動物検疫所長の対応

(5)の届出を受けた動物検疫所長は、変更の内容を検討し、円滑な輸入検査の実施に支障があると判断したときは輸入者に変更届出に係る輸入の時期又は場所等の変更を指示するとともに、変更内容を到着港所長及び検査担当所長に通知する。

2 輸入検査申請書の提出等

(1) 輸入者は、到着予定日の少なくとも2日前までに輸入検査申請書（輸入検査申請書の備考欄に1の(3)のロット番号を記載する。ロット番号が付与されていない動物については、検査担当所長がロット番号を付与すること。）に、別記様式第3号（係留検査に係る届出書）及び別記様式第4号（動物管理人についての届出書）を添付して、検査担当所長に提出する。

この際、偶蹄類の動物、馬及び家きんについては、個体識別番号、仕向先、仕出国等に関する情報を電子ファイル又はメールにより検査担当所長に提出する。

(2) 輸入検査申請書の提出を受けた検査担当所長は、係留施設における輸入検査の受け入れを準備する。なお、輸入検査の実施に支障を来すおそれがある場合は、動物検疫所長とその対応について協議する。

(3) 輸入検査が支障なく実施できる旨を確認した検査担当所長は、速やかに輸入検査申請書の写しをもって、動物の仕向先農場を管轄する都道府県畜産主務課長に通知する。

(4) 検査担当所長と到着港所長が異なる場合は、検査担当所長は輸入検査申請書の写しを到着港所長に送付する。なお、電子情報処理組織による輸入検査申請の場合は、システム仕様上到着港所長及び検査担当所長の双方あてに行われることとなるため送付する必要はない。

3 動物輸送計画書の提出

(1) 輸入者は、到着予定日の少なくとも2日前までに動物輸送計画書を検査担当所長に提出する。ただし、検査担当所長と到着港所長が異なる場合は、到着港所長に提出する。

(2) 輸入港の家畜防疫官は、輸入者等の関係者と動物到着時の取卸し作業等の円滑な実施につき事前に打合わせを行う。

4 係留検査期間中の輸入者及び動物の管理人への指示

検査担当所長は、輸入者及び動物の管理人に対する係留検査実施上の留意事項等を別記様式第5号（輸出・輸入動物の係留検査に係る指示について）により指示する。

なお、当該指示文書の処理については、輸出入動物の係留検査に係る指示書等の文書管理上の取扱いについて（別記）により行う。

5 臨機（船）検査等

(1) 臨機（船）検査の実施

家畜防疫官は、到着した動物について、法第37条に基づく輸出国政府機関の発行する検査証明書の有無、証明事項及び輸送状況等の確認を行うとともに、航空機内（船舶内）において健康状態についての臨床検査を行う。なお、航空機内（船舶内）で臨床検査を行うことができない場合は、輸入港の駐機場、保税上屋等の家畜防疫官が指定する場所を実施する。この場合家畜防疫官は、検査に先立って、申請に係る動物を他の動物と区別し、同一の場所に蔵置しないよう取扱者を指導する。

(2) 係留検査場所への送致

ア 家畜防疫官は、(1)の臨機（船）検査において、動物に監視伝染病を疑うような異常を認めなかった場合は、輸入者等に対し、航空機（船舶）からの搬出を許可するとともに、係留施設への輸送にあたっての輸送経路、動物の輸送車両及び汚物の処理、その他防疫上安全に輸送が行われるために必要な事項について書面をもって指示する。

なお、家畜防疫官は輸送に使用する車輛が他の動物との混載、汚物の飛散等がないものであることを確認するとともに、取り卸し機材等の消毒、その他必要な事項について指示する。

イ 到着港所長は、(1)の臨機（船）検査において、動物が監視伝染病にかかり又はかかっているおそれがあると認められる場合は、消毒、隔離等の検査に基づく処置を指示し、又は実施する。この場合、必要に応じ、当該動物を動物検疫所長が予め指示した係留施設以外の係留施設に送致させることができる。

(3) 検査結果の報告等

到着港所長は、検査の結果を（別記様式第6－1号）臨機（船）検査調書、若しくは初生ひな又は種卵については（別記様式第6－2号）初生ひな又は種卵の輸入港到着時検査状況により検査担当所長に通知する。

この通知は、電子情報処理組織等を利用した検査結果の登録に代えることができる。

6 係留検査

(1) 係留期間

輸入検査における動物の係留期間は、規則第50条の表の係留期間（動物が係留施設に到着した日及び係留施設から搬出する日を除く。）とする。なお、種卵にあっては、最終孵化日を起算日とする14日間が終了するまでを係留期間とする。ただし、係留期間中、動物が監視伝染病にかかり又はかかっているおそれがあると認められた場合は、その疑いがなくなるまでの期間係留を延長する。

(2) 係留施設への収容

家畜防疫官は、動物の係留施設への収容に際しては、防疫上及び安全確保上必要な指示を行うとともに、動物の到着港から係留施設までの輸送の状況を聴取し、収容さ

れた動物の健康状態を確認する。

(3) 係留期間における検査

係留期間における検査は、「動物の輸入検査における検査実施項目等の指針の制定について」（平成12年4月27日付け12動検甲第687号）に基づき実施する。

なお、係留検査を担当する動物検疫所で対応できない精密検査を実施するに当たっては、精密検査部担当課と事前に検査材料の送付等の調整を行う。

精密検査の依頼と結果報告は、「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」（平成20年10月6日20動検第701号）により、電子情報処理組織等を利用して行う。

(4) 検査に基づく処置

検査担当所長は、検査の結果、動物が監視伝染病にかかり又はかかっているおそれがあると認められた場合は、消毒、隔離等の検査に基づく処置を指示し、又は実施する。

(5) その他

検査担当所長は、係留期間中に、輸入者から動物の殺処分、返送等についての願書が提出された場合は、その理由を検討の上、輸入検疫の実施に支障を生じないと判断した場合、防疫上必要な事項を指示した上でこれを認める。

7 輸入検疫証明書の交付

検査を担当した動物検疫所の家畜防疫官は、検査の結果、動物が監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められるときには、輸入者に輸入検疫証明書を交付する。

なお、係留期間中における死亡及び焼却等に対して輸入者から証明の求めがあった場合には、当該証明書を交付する。

8 検査結果の通知

検査担当所長は、輸入検疫証明書の交付後、速やかに当該動物の仕向先農場を管轄する都道府県畜産主務課長に、輸出国における検査結果及び動物検疫所における検査結果等を「輸入家畜の取扱いについて」の2の検査結果の通知の(2)により通知する。

9 監視伝染病摘発に伴う都道府県への通知

(1) 検査担当所長は、監視伝染病にかかり又はかかっているおそれがあると認められた動物を摘発した場合は、「輸入家畜の取扱いについて」の2の検査結果の通知の(1)により、当該動物及び当該動物と同一ロットの動物（同一航空機又は船舶で輸入された動物及び当該動物と同一の畜舎に収容されていた動物をいう。以下同じ。）の仕向先農場を管轄する都道府県畜産主務課長に通知する。

(2) 検査担当所長は、6の(4)の検査に基づく処置又は6の(5)の殺処分、返送等を行った場合には、「輸入家畜の取扱いについて」の2の検査結果の通知の(2)により、当該動物及び当該動物と同一ロットの動物の仕向先農場を管轄する都道府県畜産主務課に通知する。

10 国内において法第32条に基づく家畜等の移動制限が実施された場合の対応

(1) 到着港所長は、到着港から係留施設までの動物の送致に際し、制限地域内を通過しないよう指示する。

万一、制限地域内を通過しなければならない場合は、事前に当該地域を管轄する都道府県畜産主務課と協議する。

(2) 検査担当所長は、仕向予定地が制限地域内となった場合は、輸入者、仕向予定先の所在地を管轄する都道府県畜産主務課にその旨を連絡し、仕向の可否等について事前に協議する。

(3) 到着港あるいは係留施設が制限地域内となった場合、到着港所長あるいは検査担当所長は、動物検疫所長と協議の上、到着港あるいは係留施設の変更、輸入の中止等について輸入者に指示する。

また、係留検査中に当該施設が制限地域となった場合の動物の取扱いについては、所在地を管轄する都道府県畜産主務課と協議を行う。

11 指定検査場所での輸入検査への適用

指定検査場所で開催される動物の輸入検査については、原則として別途定める検疫要領を適用するが、別途検疫要領が策定されていない動物の場合は、本要領に準じて実施する。

(別添)

係留検査実施上の留意事項

1 係留施設内への出入に関する一般的事項については、次のとおりとするが、身体に危険が及ぶおそれがある場合はこの限りではない。

(1) 動物検疫所内へ出入する関係者に対し、「係留検査受検上の留意事項」を周知徹底させること。

(2) 係留施設内へ出入りできる時間は、動物検疫所の執務時間内とする。出入する場合は、事前に動物検疫所に備え付けの係留施設内出入記録簿に所要事項を記載して家畜防疫官の許可を受けなければならない。

なお、止むを得ない理由により執務時間外に出入する場合もこれに準ずる。

(3) 係留施設の出入に当たっては、その都度、所定の場所で更衣し（長靴のはきかえを含む。）、手指を洗浄・消毒すること。なお、動物管理人の他、係留動物に接触した者は、入浴後、係留施設を退出すること。

(4) 係留検査受検に係る届出書により届出をした者以外の者を係留施設内に入れないこと。

2 動物管理人に関する留意事項

(1) 動物管理人には、動物の飼養管理に関する知識、経験を有し、かつ、「係留検査実施上の留意事項」を遵守できると認められる者を選任すること。

動物管理人は原則として動物の飼養管理の従事前1週間は飼養管理する同種動物との接触を避けること。

(2) 動物管理人が複数の場合は、家畜防疫官の指示事項の伝達並びにその履行を徹底させるため、動物管理人の中から責任者を指名してこれに当たらせること。

(3) 動物管理人に対して、動物の収容予定日の前日までに動物検疫所に到着し必要な手続きを完了させること。

(4) 動物管理人が動物検疫所内に宿泊する場合は、その生活上必要な事項について充分配慮すること。

(5) 国内において家畜伝染病予防法第32条の規定に基づく家畜等の移動制限が実施された場合、原則として、

ア 動物管理人、到着港（空港）での取卸し作業、運送車輛の運転者（助手を含む。）

は、移動制限地域で移動制限の対象動物種の動物を飼養する者以外の者とする。

イ 係留施設に出入りする車輛及び係留検査を受ける動物の輸送車輛は、係留施設の出入又は、動物の輸送の直前1週間は移動制限地域内で移動制限の対象動物種の動物及び関連物資を積載しなかったものとする。

(6) 外来者との面談、物品の授受等については、家畜防疫官の指定した場所で行うこと。

3 係留動物の飼養管理に関する事項

(1) 動物管理人は、常に係留動物の健康状態に細心の注意を払い、異常を認めた場合は、

速やかに担当家畜防疫官にその旨を連絡すること。

- (2) 動物管理人は、担当家畜防疫官の指示に基づき、朝夕2回給餌前に係留動物の体温を測定し（初生ひな又は種卵についてはその限りではない。）、必要事項を記録すること。
- (3) また、飼養管理日誌等は正確、かつ、明瞭に記録すること。
- (4) 種卵については、動物管理人は定期的に検卵し、大量の死ごもり卵が発生する等の異常を認めた場合は、速やかに家畜防疫官にその旨を連絡すること。
- (5) 担当家畜防疫官の許可なく投薬等治療行為を行わないこと。
- (6) 糞、汚物の搬出は、担当家畜防疫官の指示及び許可のもと行うこととし、これを所定の場所で処理すること。

4 係留施設の維持、管理に関する事項

- (1) 火災予防には特に注意し、喫煙及び火気の使用は所定の場所で行い、構内歩行中及び畜舎内（移住区を除く。）では喫煙しないこと。
- (2) ガス、ストーブ、電熱器及び動物保温用器具等の火器や特殊用具を使用する場合は、予め、庁舎責任者の許可を受けたうえで、十分注意して使用すること。
- (3) 畜舎内外は常に清潔を保つこと。
- (4) 節電、節水に努めること。

5 その他の事項

- (1) 動物検疫所から借用した物品は、責任をもって使用し、使用後は必ず返納すること。
- (2) 畜舎出入口の踏込み消毒槽並びに手洗消毒器の消毒液は適時交換すること。
- (3) 係留期間中及び仕向先への輸送に使用する飼料、敷料、飼養管理器具等は、家畜防疫官の指示に基づき、係留施設内搬入前に消毒すること。
- (4) 係留期間中、飼料・敷料等に使用する稲わら等はできる限り国産のものとし、止むを得ず輸入されたものを使用する場合は、家畜伝染病予防法施行規則第43条の表の地域以外の地域からのものとする。
- (5) また、家畜伝染病予防法第32条に基づく家畜等の移動の制限が実施された場合にあっては、係留期間中の飼料・敷料等に使用する稲わら等は移動制限地域由来以外の国産のものとする。
- (6) 執務時間外の緊急連絡先は、予め担当家畜防疫官が通知した場所とする。

別記

輸出入動物の係留検査に係る指示書等の文書管理上の 取扱いについて

輸入又は輸出検査申請書の接受、登録及び指示書の施行については、動物検疫所文書管理規程（平成13年1月6日付け12生産第450号。以下「規程」という。）に基づき下記により行う。

記

1 輸入又は輸出検査申請書の接受及び登録

輸入又は輸出検査申請書を受理したときは、別紙の「動物の輸出入検査受付台帳」（以下「受付台帳」という。）に所要事項を記載して処理する。

2 指示書の文書番号及び記号

指示書の文書番号は、受付台帳に付した番号をもって代えることとし、また、記号は規程に掲げる記号に「指示」を付し、年別を表す数字を冠し、年度毎に起番する。

（例）横浜本所の場合	1 3 動検指示第〇〇号
神戸支所の場合	1 3 動検神指示第〇〇号
鹿児島空港出張所の場合	1 3 動検鹿空指示第〇〇号

3 公印の押印

指示書の場合は決裁済みの原義を用いなくて、受付台帳に契印をなし、公印を押印することができる。

なお、電子情報処理組織等を利用して輸入又は輸出検査申請を受理し、当該申請に指示書を発行する場合には、システムから自動的に番号が払い出されるため番号を付す必要はない。また、当該指示書は、上記の受付台帳に契印をなし、公印を押印して発行した指示書と同じものとみなすこととする。

(別記様式第 1 号)

様式第二十一号の三

動物の輸入に関する届出書

届出者住所氏名

法人の場合には、その名称及び代表者の住所氏名

印

年 月 日

動物検疫所長 殿

下記のとおり動物を輸入したいので、家畜伝染病予防法第 3 8 条の 2 第 1 項の規定により、届出をいたします。

種	類	
頭	数	
区分	性別	
	年令別	
	生産地別	
輸入の時期（到着予定年月日）		
輸入の場所		
荷受人住所氏名		
荷送人住所氏名		
とう載予定地及びとう載予定年月日		
とう載予定船舶（航空機）名		
その他参考となるべき事項		

記入注意 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
2 その他参考となるべき事項欄には、輸入しようとする動物の用途、妊否及び種付年月日、仕向地その他輸入検査上参考となるべき事項を記載すること。

(別記様式第 2 号)

動物の輸入に関する変更届出書			
動物検疫所長 殿		年 月 日	
		(法人の場合には、その名称及び 届出者住所氏名 代表者の住所氏名) 印	
年 月 日付け () で提出した動物の輸入に関する届出については、下記のとおり変更したいので届出をいたします。			
届出受付番号			
変 更 理 由			
		変 更 前	変 更 後
種 類			
頭 (羽) 数			
区 分	性 別		
	年 令 別		
	生 産 地 別		
輸入の時期 (到着予定年月日)			
輸 入 の 場 所			
荷 受 人 住 所 氏 名			
荷 送 人 住 所 氏 名			
と う 載 予 定 地 及 び と う 載 予 定 年 月 日			
と う 載 予 定 船 舶 (航空機) 名			
仕 向 地			
その他参考となるべき事項			

記入上の注意

- (1) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- (2) 変更前の欄には、記入事項をすべて記入し、変更後の欄は変更事項の該当箇所のみを記入すること。
- (3) 仕向地の欄には、仕向先都道府県名を記入し、と畜場直行畜の場合は、と畜場名とその所在地を記入すること。

(別記様式第 3 号)

係留検査に係る届出書

年 月 日

動物検疫所 長 殿

輸入者（法人の場合には、その名称及び
代表者の住所氏名）

住 所
氏 名 印

年 月 日付けをもって申請した輸入動物（ ）の係留検査を受けるにあたって、下記
の者を貴所に出入させたく届出をいたします。
また、貴所からの指示については、これを完全に履行させることを誓約します。

記

氏 名	年齢	所 属 部 課	連絡先電話番号	
			昼 間	夜 間

(記載上の注意事項)

- 1 輸入者は申請書の申請者とする。
- 2 輸入者の組織に所属しない者については、「所属部課」の欄は、所属会社名を記載すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(別記様式第 4 号)

動物管理人についての届出書

年 月 日

動物検疫所 長 殿

輸入者（法人の場合には、その名称及び
代表者の住所氏名）

住 所
氏 名 印

年 月 日付けをもって申請した輸入動物（ ）の係留期間中の飼養管理については、
下記の者にこれを行わせることとしたいので届出をいたします。
また、貴所からの指示については、これを完全に履行させることを誓約します。

氏 名	年齢	勤務先名称等	係留期間中に 起居する場所			備 考
				自炊	仕出し	

（記載上の注意事項）

- 1. 責任者は最上段に記載すること。
- 2. 「起居する場所」の欄は、畜舎名を記載すること。
なお、動物検疫所以外の場所に宿泊する場合は、宿泊場所及びその電話番号を記載すること。
- 3. 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(別記様式第 5 号)

番 号

年 月 日

殿

動物検疫所 長 印

輸出・入動物の係留検査に係る指示について

年 月 日付けをもって貴殿より申請のあった輸（ ）動物の係留検査にあたっては、下記の事項を履行されたく指示する。

記

- 1 係留動物の飼養管理及び受検に係る業務については、貴社が全責任を負うこと。
- 2 「係留検査実施上の留意事項」（別添）の他、家畜防疫上あるいは国有財産の管理上、必要として指示する事項を遵守し、動物の係留検査が円滑に実施できるよう努めること。
- 3 係留施設等の使用は、善良なる維持管理により行うこと。
- 4 貴社の責に帰すべき事由により、係留施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失したときは、遅滞なくその旨を届出、かつ、これを原状に回復すること。

(別記様式第 6－1 号)

臨 機（船） 検 査 調 書

動物検疫所 長 殿

動物検疫所 長

指示書番号：	1. 検査日時：平成 年 月 日 時 分～ 時 分						
	2. 検査対象動物：				3. 仕出国		
	種類	雄	雌	計	4. 搭載地名		
					5. 搭載年月日		
家畜防疫官氏名：					平成 年 月 日		
					6. 到着日時		
					平成 年 月 日		
					7. 搭載機便（船舶）名		
					8. 搭載機種		
					9. 駐機（停泊）場所		
					10. 輸入者等		
報告年月日： 年 月 日 総計					11. 取扱業者		
12. 立ち入り関係者氏名及び所属		13. 輸送状況及び輸送中の健康状況等（説明者： ）					
14. 機（船）内検査所見					15. 動物の積載状況		
16. 積載状況略図	17. 取りおろし方法				19. 送致状況		
					ア. 積載方法		
					イ. 輸送車両の種類、車両番号及び積載頭数		
						計 頭	
							20. 送致連絡
							連絡先：
	イ. 消毒方法：				連絡日時： 月 日 時 分		
21. 駐機（停泊）場状況		22. 備考					

（注）各所の実績に応じて項目等様式の修正を行なうことができる。

(別記様式第6－2号)

初生ひな及び種卵の輸入港到着時検査状況

動物検疫所
出張所長 殿

動物検疫所
出張所長

指示書番号

ふ化日時（現地時間）			平成	年	月	日	時	分
とう載機到着日時			平成	年	月	日	時	分
初生ひな	性別	事前届出羽(個)数	到着羽(個)数	死亡羽数 破卵個数	とう汰羽数		発送羽(個)数	
	雄							
	雌							
	無鑑別							
	計							
種 卵								

到着時の状況									
延着		時分		その他、特記すべき所見			精密検査		
初生ひな 種卵	ムレ	有無					サルモネラ検査 培養		
	寒冷感作	有無							
	温度管理状況	良 不良							
	積載状況	良 不良							
到着時検査家畜防疫官									
検査日時				平成 年 月 日 時 分					
同一ロットの分割先 （検査場所）				県			羽		
				県			羽		
				県			羽		

検査場所発送予定日時 平成 年 月 日 時 分

輸送方法 （ 自動車 、 航空機 ）